

Ⅲ. よくある質問

Q. パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか

- A. 宣誓や宣誓証明書の交付に費用はかかりません。
ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料が必要になります。

Q. 同居していないと宣誓できませんか

- A. 原則同居していることが要件となっておりますが、同居の準備期間として、通常考えられるような短期間であれば同居していなくても宣誓は可能です。
ただし、その場合において宣誓証明書の交付申請をされた場合には「転入予定日」が記載された宣誓証明書が交付されます。

Q. 婚姻をすることができない関係とはどのような場合ですか

- A. 民法で規定されている婚姻ができない関係を指します。
- ・直系血族又は三親等内の傍系血族の間（3ページ図参照。）
 - ・直系姻族の間
 - ・養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との間。ただし、養子と養親の関係であって、離縁により当該関係が終了した場合は宣誓することができます。

Q. 養子縁組をしていると宣誓できませんか

- A. 宣誓者同士が養子と養親の関係にある場合には、宣誓はすることができません。養子縁組を解消した場合には、宣誓を行うことができます。

Q. どうして養子縁組をしていると宣誓できないのですか

- A. パートナーシップ制度は、婚姻関係のようにお二人が対等の立場で、相互に協力し合いながら継続的に同居することを誓約するものです。
そのため、養子縁組をしている場合は、関係が重複してしまうということから、本制度を受けたい場合には養子縁組を解消した場合に限り宣誓を認めることとしています。

Q. 通称を使用することはできますか

- A. 差し支えありませんが、宣誓書に戸籍上の氏名を記載していただきます。
また、通称を使用していることを証明できる書類等のご提示をお願いします。
なお、交付する宣誓証明書には戸籍上の氏名を記載することとしています。

Q. 宣誓証明書はすぐに交付されますか

- A. 提出された書類に不備が無く、宣誓が適当と認められる場合は、無料で交付いたします。ただし、内容確認等に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

Q. 宣誓証明書はどこで利用できますか

- A. 現時点では、次の市の行政サービスに利用することができます。
今後、利用できる業務について検討を重ね、順次、市ホームページ等で公表します。
- ・市営住宅の入居申込み（都市建設部建築課住宅係）
 - ・市営墓地・見笹霊園の永代使用許可申請、承継（市民部生活課市民生活係）
 - ・高齢者運転免許自主返納支援（市民部生活課市民生活係）
 - ・個人情報の開示請求の代理（総務部総務課総務係）

※ご利用の際には担当課にお問い合わせください。なお、この制度では、相続や税控除などの法律上の効果は生じません。

Q. ほかの人が代理で宣誓することはできますか

- A. 代理での宣誓はできません。必ず宣誓をするお二人が、揃って窓口等にお越しください。

Q. 鹿沼市外に転出するときはどうしたらよいですか

- A. どちらかの方が、親の介護等で「一時的」に転出することになった場合を除き、お二人とも転出をする場合には、宣誓の要件を満たすことができないこととなりますから、宣誓証明書を返還していただくこととなります。

Q. 関係を解消した場合には、どうしたらよいですか

- A. パートナーシップを解消した場合には、変更・解消届を提出し、宣誓証明書を返還してください。

Q. 宣誓書は何年間保存されますか

- A. 市の文書取扱規程により「長期保存」されます。

Q. パートナーシップ宣誓制度と婚姻はどう違いますか

- A. 婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等様々な権利と義務が発生します。
一方、鹿沼市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて実施するため、法的な効力はありません。また、宣誓を行っても、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q. パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか

- A. 任意後見契約を結ぶ方法があります。また、公正証書により、遺言書を作成する方法などもあります。

Q. 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか

- A. 鹿沼市では、すべての市民の人権が尊重される、明るい社会と、多様性を認め合うことのできるやさしい街の実現を目指しています。
様々な考えや生き方を実践し、より多くの市民が共に幸せな日々を送ることができるよう、この制度導入することとなりました。

Q. なぜ転入予定でも宣誓できるのですか

- A. 鹿沼市へ転入し、パートナーと共同生活することを予定している方が、住居等の準備を整えることに必要な時間を持っていただけるよう、転入届に準じた期間で想定しました。

Q. 成りすましや偽装等の悪用をされませんか

A. 市が宣誓を受ける際、独身であることを証明する書類と、本人確認を行うための身分証明書の提示を求めることとしており、宣誓書にはそれぞれの方に氏名を自署していただくことにしています。

このような手続きを経て、成りすまし等による悪用が発生しないよう注意を払って行きます。また、宣誓要件に該当しないことが判明した場合は、当該パートナーシップを無効とし、宣誓証明書の返還を求め、無効とした宣誓証明書の交付番号を市のホームページ等で公表することとしています。

鹿沼市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針に定める基本理念に基づき、全ての市民の人権が尊重される明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した戸籍上の性別又は自認する性別が同一である2人の者に係る社会生活上の関係をいう。

ア 互いの合意のみに基づいて成立している関係であって、当該関係が対等の立場で相互の協力により維持されるものであること。

イ 継続的に同居し、相互に協力して共同生活を送ること。

(2) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする2人の者が、互いをパートナーとし、前号に規定する事項を約することを市長に対して誓うことをいう。

(宣誓をすることができる者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

(1) 宣誓をする日において、20歳以上であること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 宣誓をしようとする者の双方が本市に住所（同一住所に限る。）を有すること。

イ 宣誓をしようとする者の一方が本市に住所を有し、他方が当該住所への転入を予定していること。

ウ 宣誓をしようとする者の双方が本市への転入（同一住所への転入に限る。）を予定していること。

(3) 宣誓をしようとする者の双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者であって同居しているものを含む。）がないこと。

(4) 宣誓をしようとする者の双方が宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいないこと。

(5) 宣誓をしようとする者同士が直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でないこと。

(6) 民法第736条の規定により婚姻が禁止される養親子等の関係でないこと。

ただし、離縁により親族関係が終了した場合は、この限りでない。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓は、宣誓をしようとする者が パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)を市長に提出するとともに、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、又は提示するものとする。

(1) 住民票の写し(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)、マイナンバーカード、運転免許証その他の官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(有効期間内であるものに限る。)であって、住所が記載されているもの

(2) 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)、婚姻要件具備証明書その他の宣誓をしようとする者が前条第3号及び第6号の規定に該当しないことを証する書類(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による宣誓があった場合は、戸籍法(昭和22年法律第224号)第27条の2第1項の規定の例により、当該宣誓に係る者が本人であるかどうかの確認をするものとする。

3 第1項の規定により宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)であって、本市への転入を予定しているものは、宣誓書の確認事項欄に記入した転入予定日の翌日から起算して14日以内に、次の各号のいずれかの書類を市長に提出し、又は提示するものとする。

(1) 本市への転出予定日が記載された転出証明書

(2) 第1項第1号に規定する書類

4 前項に規定する期間内に、同項の規定による書類の提出又は提示を行うことが困難な場合には、その旨を市長に申し出るものとする。

(証明書の交付)

第5条 宣誓者は、パートナーシップ宣誓証明書交付申請書(様式第2号。以下「交付申請書」という。)によりパートナーシップ宣誓証明書(様式第3号。以下「証明書」という。)の交付を市長に申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、宣誓者に対し、第4条第2項に規定する方法による本人確認を行った上で、証明書を交付するものとする。

(通称の使用)

第6条 宣誓をしようとする者又は宣誓者は、証明書に表示する氏名について、戸籍上の氏名以外の呼称であって社会生活上日常的に使用しているもの(以下「通称」という。)の使用を希望する場合は、宣誓書及び交付申請書に記入する氏名について、戸籍上の氏名との併記により通称を使用することができる。

2 市長は、前項の規定により宣誓をしようとする者又は宣誓者が通称の使用を希望するときは、証明書に表示する氏名については当該通称を使用するものとする。

(パートナーシップの変更等及び証明書の返還)

第7条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パートナーシップ変更・解消届(様式第4号。以下「変更・解消届」という。)により市長に届け出なければならない。この場合において、第1号に該当する場合は、第4条第1項各号に掲げる書類であって変更後の内容を証するもの(住民票の写しにあっては、届出前3か月以内に発行されたものに限る。)を提出し、又は提示するものとする。

(1) 宣誓者の住所、氏名その他第4条第1項の規定による宣誓の際に提出し、又は提示した書類の記載事項又は確認事項に変更があったとき。

(2) 宣誓者のパートナーシップが解消されたとき。

(3) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(4) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

2 宣誓者は、前項第2号又は第4号に該当するものとして同項の規定による届出(次項において「届出」という。)をする場合は、第5条第2項の規定により交付を受けた証明書を市長に返還するものとする。ただし、国又は地方公共団体の機関に提出したことその他の理由により証明書を保有していない場合は、この限りでない。

3 第4条第2項の規定は、届出に係る本人確認について準用する。この場合において、届出をした者が本人であることが確認できないときは、市長は、当該届出があった後遅滞なく、当該届出に係る者に対し、戸籍法第27条の2第2項の規定の例により、当該届出があった旨を通知するものとする。

(宣誓の無効)

第8条 次のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第2号に掲げる宣誓であって、宣誓後に第3条各号に掲げる要件を満たさなくなった者によるものにあつては、その事由の発生後に限り、無効とする。

(1) パートナーシップを形成する意思がない者による宣誓

(2) 第3条各号に掲げる要件を満たしていない者による宣誓

2 市長は、無効な宣誓に係る宣誓者に対して交付した証明書がある場合は、当該宣誓者に対し、その返還を求めるものとする。

(市の施策)

第9条 市は、各種施策の推進に当たり、この要綱に基づくパートナーシップの宣誓を尊重するとともに、パートナーシップの関係にある者と婚姻関係にある者とを不当な理由により差別してはならない。

(市民及び事業者への周知)

第10条 市は、市民及び事業者がこの要綱に基づくパートナーシップの宣誓の趣旨を理解し、パートナーシップの関係にある者が社会活動の中で最大限に尊重さ

れ、婚姻関係にある者と等しく扱われるよう、周知啓発に努めなければならない。

(宣誓書の保存期間)

第11条 市長は、宣誓書を長期保存するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元（2019）年6月3日から施行する。



鹿沼市パートナーシップ宣誓ガイドブック

(第1版)

令和元年6月3日 発行

編集：鹿沼市市民部人権推進課

〒322-8601

栃木県鹿沼市今宮町1688番地1

TEL 0289-63-8351 FAX 0289-60-1001

E-MAIL : jinken@city.kanuma.lg.jp